

令和6年度 静岡市不登校対策等支援業務委託 プロポーザル募集要領

本市においては、近年、不登校児童生徒の増加とともに、その低年齢化が進んでおり、悩みを抱える児童生徒及び保護者に対する適切な支援体制の確立が急務となっている。

一方、不登校の要因は、学業のストレス、人間関係、学校環境への適応困難、家庭環境、経済的理由等、多岐にわたっていることから、個々の状況に応じたきめ細かな支援の充実が求められている。

そこで、児童生徒に対する不登校の未然防止及び実際に不登校となった際の支援の充実を図るため、本市における不登校の現状及びその解決に向けた取組の実施等業務について、次のとおり提案を募集する。

1 目的

民間施設等の連携・協力により、児童生徒が不登校となった背景や要因、実際に課題解決へとつなげた具体的な事例等について整理、分析を行い、児童生徒の不登校の未然防止の取組や、実際に不登校となった際の支援のあり方について、支援を行う。

2 委託業務概要

(1) 業務名

令和6年度教児委第13号 静岡市不登校対策等支援業務

(2) 内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和6年10月31日まで

(4) 提案上限額

2,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限額とする。

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

業務完了後の一括払い

3 企画提案に参加するにあたり必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成 28 年 4 月 1 日施行）による指名停止措置の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく更生、再生又は破産等の手続を行っていない者であること。
- (4) 静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例 11 号）第 2 条第 3 号に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 設立から 5 年以上経過し、継続的に不登校児童生徒の支援を行っている者であること。
- (6) 静岡市内に事業所を有する者であること。
- (7) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。

4 実施スケジュール

内容	期限	注意事項
公募開始	4 月 15 日（月）	静岡市ホームページ上で公開します。
質問受付期間	4 月 26 日（金） 17 時まで受付	質問表【様式 6】を電子メールにて提出
参加申請書・企画提案書等の提出（提出書類等一式）	令和 6 年 5 月 10 日（金） 17 時まで提出	静岡市役所 清水庁舎まで持参又は郵送（郵送の場合は必着）
プレゼンテーション審査	令和 6 年 5 月 20 日（月） 清水庁舎を予定	開催時間及び場所は後日連絡
審査結果の通知	令和 6 年 5 月 24 日（金） 以降	プレゼンテーションの参加者に通知

※最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と契約の手続きを行う。

5 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式 6】に記載の上、提出する

こと。

(1) 提出方法

電子メールのみとし、電話及びファックスでの提出は受け付けない。

なお、質問メールのタイトルは「不登校対策等支援業務 質問票 (業者名)」とすること。

(2) 提出先

静岡市教育委員会事務局児童生徒支援課

E-mail : jidou-shien@city.shizuoka.lg.jp

(3) 受付期間

令和6年4月26日(金) 17時まで

(4) 回答方法

回答を作成次第、全員にメールにて回答するとともに、ホームページに掲載する。

6 提出書類等

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)

イ 会社概要書【様式2】(1部)

ウ 納税証明書(コピー可)(1部)

・国税:「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書

・市税:静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

エ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式3】(1部)

オ 企画提案書【様式4】(正本1部、副本9部)

カ 見積書【様式5】(1部)

・事業実施に係る経費の内訳が分かる書類を添付すること

・金額は**税抜で記載**し、代表者印を押印すること。

・提案上限額2,000,000円**(税込)**を超えないこと

・消費税及び地方消費税は10%とすること。

(2) 提出先

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

静岡市役所清水庁舎8階 静岡市教育委員会事務局児童生徒支援課

(3) 提出期限

令和6年5月10日(金) 17時まで(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送

受付時間：月曜日から金曜日の9時から17時までの間（祝日を除く）

7 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

- (1) 記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載すること。
- (2) 記載に当たっては、審査基準の「評価項目」に沿って提案書に記載すること。
- (3) 企画提案書については、ページ数制限はないが、10分以内で読み込めるよう簡潔にまとめること。用紙サイズはA4版とし、縦横どちらでも可。
- (4) 企画提案書等は紙媒体10部を提出すること。

8 プレゼンテーション審査について

企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

日時 令和6年5月20日（月）を予定（時間は後日通知）

場所 静岡市役所 清水庁舎（静岡市清水区旭町6番8号）

9 審査及び審査項目について

(1) 実施方法等

- ア 企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行う。
- イ プレゼンテーションにおける時間配分の目安は、次のとおりとする。
 - ・準備及び説明：15分
 - ・質疑応答：10分
- ウ プレゼンテーションの出席者は、3人以内とする。
- エ プレゼンテーションの順番は当方の責任抽選とする。
- オ 審査基準の評価項目の上から順番どおりにプレゼンテーションを行うこと。

(2) 評価者

本市が設置する審査委員会における審査員が評価者となる。

(3) 企画提案の評価

審査委員会の委員は審査基準（別紙）に基づき採点し、最高点の者を委託候補者として選定する。なお、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価なものを委託候補者とする。

10 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 書類の提出期限を経過した場合
- (2) 提出すべき書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (5) その他この書面に示された条件に適合しない場合

11 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類の作成、プロポーザル審査会に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 企画提案書等を提出した後に辞退する際は、辞退届【様式7】を提出すること。
- (5) 仕様書は特定された業者と協議の上、変更することがある。

12 事務局（問い合わせ先）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

静岡市教育委員会事務局 児童生徒支援課

TEL:054-354-2533 FAX:054-353-7521

E-mail: jidou-shien@city.shizuoka.lg.jp

(別紙)

審査基準

評価項目	主な視点
1 事業への理解 (5点×1)	「今後の不登校対策の取組」に向けた所見等 ・現状や課題を踏まえた不登校対策の方向性が明示されているか。 ・事業に取り組む自主性、積極性が十分に感じ取れるか。
2 これまでの実績等 (5点×2)	直近約5か年における取組実績等 ・対象児童生徒数の推移が明示されているか。 ・不登校となった関連要因(背景要因、きっかけ要因)が明示されているか。 ・取組の成果、有効性及び分析、検証等が十分になされているか。 ・保護者等の評価が明示されているか。 ・その他
3 提案事業の内容と 実施体制 (5点×2)	市と連携協力して実施する具体的事業の提案及び実施体制 ・これまでの取組事例の経験等を元に、本市において導入可能な不登校施策・事業の提言となっているか。 ・実効性が期待できる事業となっているか。 ・その他
4 見積額 (5点×1)	経費内訳 ・見積額は適正な範囲内であるか。

(計30点)